

令和 5 年度 第 1 回青森県子どもの貧困対策等推進委員会

第 2 次青森県子どもの貧困対策推進計画

(令和 3 年 3 月 2 3 日策定・計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度)

令和 4 年度 報告書

令和 5 年 1 1 月
青森県健康福祉部こどもみらい課

第2次青森県子どもの貧困対策推進計画の概要 (令和3年3月23日策定・令和3年度～7年度)

基本理念

ひとり親家庭など困難な環境にある子どもやその家族を支援し、すべての子どもたちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指して子どもの貧困対策を総合的に推進する

1 計画の位置付け

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で定める県の母子家庭等自立促進計画

2 計画期間・計画の推進

- 子どもを取り巻く社会環境の変化への対応、大綱の見直し期間を踏まえ、令和3年度～令和7年度の5年間
- 計画の着実な推進を図るためPDCAサイクルによる計画の進捗管理
- 県、市町村、民間団体や地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画・連携し施策を推進

3 基本方針

県計画策定の指針となる国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示された4つの重点項目に「新型コロナウイルス感染症等の影響による支援」を加えた5つを基本方針として施策を体系化

<Ⅰ 教育の支援>

- 1 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築**
(1) 学校教育による学力保障／(2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが機能する体制の構築等／(3) 高等学校等における修学継続のための支援
- 2 幼児教育の負担の軽減と質の向上**
- 3 就学支援の充実**
(1) 義務教育段階の就学支援の充実／(2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減
- 4 大学等進学に対する教育機会の提供**
(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実／(2) 県立大学生・私立専門学校生に対する経済的支援
- 5 特に配慮を要する子どもへの支援**
(1) 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援／(2) 特別支援教育に関する支援の充実
- 6 地域における学習支援等**
(1) 地域と学校の連携・協働の推進／(2) 生活困窮世帯等への学習支援
- 7 その他の教育支援**
(1) 子どもの食事・栄養状態の確保／(2) 多様な体験活動の機会の提供／(3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

- 1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援**
(1) 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援／(2) 特定妊婦など困難を抱えた女性の把握と支援
- 2 保護者の生活支援**
(1) 保護者の自立支援／(2) 保育等の確保
- 3 子どもの生活支援**
(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援／(2) 食育の推進に関する支援／(3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子ども居場所づくりに関する支援
- 4 子どもの就労支援**
(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の入所児童等に対する就労支援／(2) 高校中退者等への就労支援／(3) 子どもの社会的自立の確立のための支援
- 5 住宅に関する支援**
- 6 児童養護施設退所者等に関する支援**
(1) 家庭への復帰支援／(2) 退所等後の相談支援
- 7 支援体制の強化**
(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化／(2) 市町村等の体制強化／(3) ひとり親家庭支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進／(4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進／(5) 相談職員の資質向上

<Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援>

- (1) 親の就労支援
- (2) 親の学び直しの支援
- (3) 就労機会の確保
- (4) 保育等の確保

<Ⅳ 経済的支援>

- (1) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付
- (2) 児童扶養手当窓口における相談等による自立支援
- (3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付
- (4) 生活保護世帯の子どもへの教育支援
- (5) 教育費負担の軽減
- (6) 医療費の助成
- (7) 養育費の確保に関する支援

<Ⅴ 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援>

- (1) 修学継続のための支援
- (2) 生活環境の変化に対応した支援
- (3) 就労支援
- (4) 経済的支援

施策の基本方針 1 教育の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・青森県に生まれ育つすべての子どもが、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境整備が必要です。
- ・学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

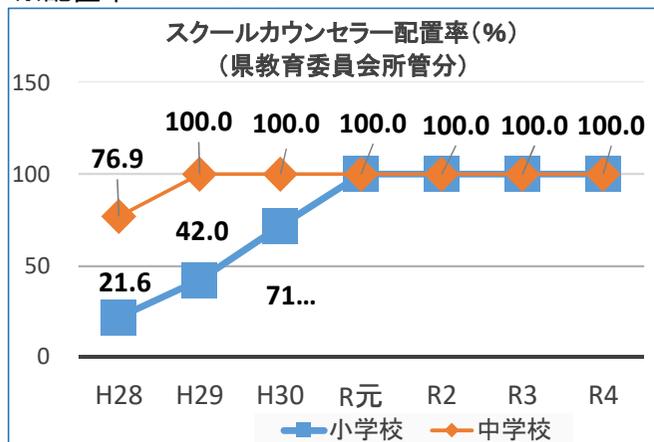
【子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築】

○スクールソーシャルワーカー配置事業

問題を抱えた児童生徒がおかれた環境の改善を図るため、教育事務所、県立学校にスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置
※配置人数 R4:28人

○スクールカウンセラー配置事業

学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラー(SC)を配置
※配置率 R4:100%



○高等学校学び直し支援金

教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を退学した後、再び高等学校等に入学し学び直しをする生徒に対して支援金を支給する
※支援金を支給した生徒数 R4:41人

【地域における学習支援等】

○生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業)

生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもに対する学習支援を実施
※R4実績:27町村で実施 学習会参加者135人

○ひとり親家庭等生活向上事業費補助

ひとり親家庭等の子どもに対し学習支援を実施する市に対し、事業費の一部を補助
※R4実績:1市に補助 学習会参加者数12人

【大学等進学に対する教育機会の提供】

○家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助 (大学入学時奨学金)

経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、大学入学時に必要となる一時的経費の貸付を実施
※貸付人数 R4 :13人

【特に配慮を要する子どもへの支援】

○児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

児童養護施設等を退所する者の社会自立を図るため、大学等進学者に対して家賃相当額及び生活費の貸付を実施
※貸付人数 R4: 6人

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

● 関連する指標の現状値・実績値

指標	計画策定時	昨年度報告値	直近値	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	94.2% (R元)	93.6% (R3)	91.4% (R4)	悪化
生活保護世帯に属する子供の高等学校中等退率	2.6% (R元)	3.5% (R3)	3.3% (R4)	悪化
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	27.0% (R元)	26.3% (R3)	26.3% (R4)	悪化
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	91.7% (R元)	100% (R3)	100% (R4)	改善
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	5.0% (R元)	18.8% (R3)	21.4% (R4)	改善
ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	95.4% (R元)	—	—	—
ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	42.9% (R元)	—	—	—
全世帯の子供の高等学校中退率	1.1% (H30)	0.8% (R2)	1.1% (R3)	同値
スクールソーシャルワーカーの配置人数	28人 (R元)	28人 (R3)	28人 (R4)	同値
就学援助制度に関する周知状況 ・入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	50.0% (H30)	77.5% (R3)	87.5% (R4)	改善

● 施策の評価

- ・高等学校中退率に改善が見られない。問題を抱えた児童生徒に対する適切な支援、及び高等学校中途退学者への学び直しの支援の継続が必要
- ・生活保護世帯の高等学校等進学率や大学等進学率が悪化している。高等教育の機会を確保するため、引き続き、経済的負担に対する支援制度や地域における学習支援等の活用に向けた周知が必要

■ 今後の取組の方向性 (Action)

- ・SSW等の活用に向けて、資質向上のための研修などの実施
- ・進学等による経済的負担の軽減を図る支援制度や、地域における学習支援等の活用に向けた周知を推進

施策の基本方針 2 生活の安定に資するための支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・貧困状態にある子どもは、貧困に伴う様々な不利益を負うばかりではなく、社会的に孤立し必要な支援が受けられないことで、より困難な状況に置かれています。
- ・子どもたちが、安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもについては、子どもの保護者も含めた生活面の支援が必要です。
- ・また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援を始め、相談機能の充実や支援施策の周知などきめ細かな生活面の支援が必要です。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

【保護者の生活支援・包括的な支援体制の整備】

○生活困窮者自立相談支援事業

6圏域で町村部を対象に、様々な問題を抱える生活困窮者への自立相談支援事業を実施
※新規相談受付数 R4: 20.0人(人口10万人当たり)

○仕事と子育ての両立に向けたひとり親家庭サポート促進事業

ひとり親家庭等就業・自立センターの周知及び専門相談への対応を行うとともに、ひとり親家庭の就業に積極的に取り組む企業・団体への表彰を実施
※表彰数 R4: 3企業・団体

○ひとり親家庭等就業・生活支援事業

ひとり親家庭の自立に向けて、一般相談、就業相談、特別相談(法律相談)、家事援助、就業に結びつきやすい技能・資格を取得するための講習会の開催等を実施
※相談件数 R4: 一般370件 就業96件、法律27件

○母子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、ハローワークとの連携により就労支援を実施
※プログラム策定件数 R4: 7件

○ひとり親家庭等日常生活支援事業

就学等や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣
※派遣回数 R4: 61回

○一時預かり事業(乳幼児の一時預かり)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等において預かる事業を実施
※利用延人数 R4: 520,751人

○病児保育事業

病気の子どもを家庭で保育できない場合に、看護師等が一時的に保育等を実施
※利用延人数 R4: 5,572人

【関係機関が連携できるネットワークの強化】

○子どもの未来応援ネットワーク強化事業

貧困などの課題を抱える子どもや保護者への支援が届くようにするため、関係団体のネットワークを強化し、「子どもの居場所づくり」を促進

R4年度実績

・県、市町村、教育機関、関係団体が支援のあり方の意見を出し合う、子どもの貧困対策ネットワーク会議を開催(2回開催・延べ参加者数148人)

・子どもの居場所の取組事例を紹介し、子どもの居場所運営団体が意見交換する、子どもの居場所ネットワークミーティングを開催(6回開催・延べ参加者数118人)

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

● 関連する指標の現状値・実績値

指標	計画策定時	昨年度報告値	直近値	
困った時や悩みを相談する相手がいないと答えた人の割合(困窮家庭)	11.0% (H30)	—	—	—
困った時や悩みを相談する相手がいないと答えた人の割合(ひとり親家庭)	母子 10.8% 父子 22.2% (R元)	—	—	—
県内の子どもの居場所登録数	30か所 (R2)	50か所 (R4)	66か所 (R5)	改善

● 主な施策の計画策定時事業量・実績値

指標	計画策定時	昨年度報告値	直近値	
生活困窮者自立相談支援事業(新規相談受付数・人口10万人当たり)	16.0人 (R元)	24.2人 (R3)	20.0人 (R4)	増加
ひとり親家庭等就業・生活支援事業(特別相談(法律相談)件数)	18件 (R元)	17件 (R3)	27件 (R4)	増加
ひとり親家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員派遣回数)	59回 (R元)	60回 (R3)	61回 (R4)	増加
一時預かり事業(利用延べ人数)	511,581人 (R元)	537,633人 (R3)	520,751人 (R4)	増加

● 施策の評価

- ・生活困窮者やひとり親家庭からの相談は増加しているが、生活の安定に繋がる支援が受けられるよう、相談支援などの活用の促進に向けた周知が必要
- ・家庭において保育できない場合の受け皿である、一時預かりは増加しており、取組の継続が必要
- ・子どもの居場所登録数は増加してきており、子どもや保護者へ支援が届くよう、関係機関によるネットワークの強化の継続が必要

■ 今後の取組の方向性 (Action)

- ・生活困窮者やひとり親家庭の生活の安定に向けた相談支援などの活用の促進に向けた周知を推進
- ・必要とする家庭が一時預かりなどを継続して受けられるよう、運営への支援
- ・子どもの居場所づくりの関係団体によるネットワークの強化の推進

施策の基本方針 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・保護者が一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の就労の支援は重要です。
- ・保護者の就労支援にあたっては、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられる労働環境の確保と、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう支援施策に取り組めます。
- ・また、ひとり親家庭では、保護者の就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至り、不安定な就労形態にある場合が多く、その改善のため、より高い収入を得られる就業を可能とするための支援施策に取り組めます。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

【親の就労支援】

○ 母子家庭等自立支援給付費補助事業

就職に有利となる看護師等の資格の取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、講座の受講支援や養成機関で修業する期間に補助金を給付する事業を実施
※ 給付件数 R4:8件

○ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

自立支援給付費補助事業(高等職業訓練促進給付金)を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金等の貸付を行う。(青森県社会福祉協議会へ補助)
※ 貸付人数 R4:8人

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付(技能習得資金及び生活資金)

母子家庭等に対し、就職などに必要とする知識技能を習得するための資金と知識技能を習得している期間の生活資金を貸し付ける。
※ 貸付件数 R4:4件

○ 看護職員資格取得特別対策事業

看護師又は准看護師の資格を目指すひとり親家庭の親又は子に対し、学費と生活費を医療機関が負担する場合の一部を補助
※ 支援件数 R4:4件

○ 保育士修学資金貸付事業

①保育士の資格取得を目指す学生に対する修学資金
②離職した保育士に対する再就職準備金の貸付を行う。
※ 貸付実績 R4:①53人、②14人

○ 離職者等再就職訓練事業

離職者等の早期再就職を支援し、雇用の安定確保を図るため、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。
※ 訓練終了者の就職率 R4:77.4%

【保育等の確保】

○ 延長保育促進事業

保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施
※ 利用実人員 R4:12,727人

○ 放課後児童健全育成事業

放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る
※ 登録児童数 R4:14,542人

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

● 関連する指標の現状値・実績値

指標	計画策定時	昨年度報告値	直近値	
ひとり親家庭の親の就業率	母子 93.0% 父子 95.3% (R元)	—	—	—
被用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合	母子 55.0% 父子 90.4% (R元)	—	—	—

● 主な施策の計画策定時事業量・実績値

指標	計画策定時	昨年度報告値	直近値	
母子家庭等自立支援給付費補助企業(給付件数)	8件 (R元)	11件 (R3)	8件 (R4)	同値
母子父子寡婦福祉資金貸付(技能習得資金及び生活資金貸付件数)	6件 (R元)	3件 (R3)	4件 (R4)	減少
看護職員資格取得特別対策事業(支援件数)	3件 (R元)	5件 (R3)	4件 (R4)	増加
離職者等再就職訓練事業(訓練修了者の就職率)	81.4% (H30)	73.1% (R3)	77.4% (R4)	減少
延長保育促進事業(利用実人員)	14,279人 (R元)	12,832人 (R3)	12,727人 (R4)	減少
放課後児童健全育成事業(登録児童数)	14,237人 (R元)	13,268人 (R3)	14,542人 (R4)	増加

● 施策の評価

- ・就職に有利と考えられる資格取得や技能習得をめざす保護者への給付金や貸付金の利用は、概ね横ばいであり、支援制度の活用に向けた周知が必要
- ・延長保育の利用は減少しているが、放課後児童クラブの登録は増加している。それぞれ利用したい方が継続して利用できるよう、運営の継続が必要

■ 今後の取組の方向性 (Action)

- ・資格取得や技能習得をめざす保護者が、必要とする給付金や貸付金など支援制度を利用して職業生活の安定に繋がられるよう、各種支援制度の活用に向けた周知を推進
- ・延長保育や放課後児童クラブの運営への支援

施策の基本方針4 経済的支援

■ 施策の目標 (Plan)

- 生活保護をはじめとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援は、世帯の生活の下支えとして重要であり、貧困対策の重要な条件として確保していく必要があります。
- また、ひとり親家庭が経済的に自立するためには、就業による収入などだけでは困難な場合があり、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての十分な周知を図る必要があります。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

○ 就学援助

経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行う。(R4:40市町村)

○ 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭の生活の安定などのため、手当を支給する。(R4:11,650人)

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付【再掲】(技能習得資金・生活資金)

母子家庭等に対し、経済的自立と児童の福祉増進を図るため各種資金の貸し付けを行う。

貸付件数 R4: 技能習得資金及び生活資金 4件

○ 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校や事業所の臨時休業等に伴う子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金を支給(給付件数(県給付分(町村在住者分)) R4:3,573件)

○ ひとり親家庭サポートガイドブック

ひとり親家庭サポートガイドブックを作成し、各市町村、関係機関経由で配布し、ひとり親家庭が利用できる児童扶養手当などのサポート制度について周知

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

● 関連する指標の現状値・実績値

指標	計画策定時	昨年度報告値	直近値	比較
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校・中学校)	小 37.5% 中 42.5% (R元)	小 62.5% 中 62.5% (R3)	小 67.5% 中 67.5% (R4)	改善
過去1年間に経済的な理由で電気料金を支払えなかった経験(全世帯)	4.5% (H30)	—	—	—
過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験(全世帯)	17.4% (H30)	—	—	—

● 主な施策の計画策定時事業量・実績値

指標	計画策定時	昨年度報告値	直近値	比較
児童扶養手当	13,592人 (R元)	12,037人 (R3)	11,650人 (R4)	減少
母子父子寡婦福祉資金貸付(住宅資金及び転宅資金貸付件数)	1件 (R元)	0件 (R3)	0件 (R4)	減少
母子父子寡婦福祉資金貸付(技能習得資金及び生活資金貸付件数)	6件 (R元)	3件 (R3)	4件 (R4)	減少

● 施策の評価

- 生活を下支えする各手当や経済的自立に繋がる貸付制度の利用者数は減少しており、周知の継続が必要

■ 今後の取組の方向性 (Action)

- 生活を下支えする各手当や支援制度、経済的自立に繋がる貸付制度について、パンフレットや様々な広報媒体の活用による周知を推進

施策の基本方針5 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援

■ 施策の目標 (Plan)

- 新型コロナウイルス感染症など社会経済に大きな影響を与える事態が生じた場合、ひとり親家庭等の困窮家庭においては、経済的にも生活面においてもその影響を受けやすいことから、危機的な状況を未然に防ぐための支援施策に取り組みます。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

○ コロナ禍における離職者等就労支援事業

コロナ禍における離職者を支援するため、兼業・副業が可能な求人情報を閲覧できるサイトの運営を行うとともに、離職者に向けた企業説明会を開催し、求人広告に要する経費の一部を補助(補助金交付 R4:107件)

○ 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)【再掲】

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

● 主な施策の計画策定時事業量・実績値

指標	計画策定時	昨年度報告値	直近値	比較
コロナ禍における離職者等就労支援事業	—	—	107件 (R4)	—

● 施策の評価

- 家計急変世帯等に対する経済的支援などを行った。

■ 今後の取組の方向性 (Action)

- 新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、生活困窮世帯等が既存の支援に繋がるような相談対応が必要